

1. 件名：原子力エネルギー協議会等との面談
2. 日時：令和4年8月9日 14時00分～15時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議室
4. 出席者（※一部テレビ会議システムにて参加）

原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ

技術基盤課 照井課長補佐

原子力規制部

原子力規制企画課 藤森企画調査官、佐藤係長

審査グループ 実用炉審査部門 澤田管理官補佐、小林主任安全審査官

原子力エネルギー協議会（ATENA） 副部長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 燃料管理グループ マネージャー 他1名

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 運営グループ 課長 他1名

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子燃料部門 燃料技術グループ マネージャー 他2名

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究部門 原子力基礎工学研究センター 副センター長 他2名

## 5. 要旨

○ATENA 及び事業者（以下「事業者等」という。）から、10行10列燃料（以下「10×10燃料」という。）並びに最適評価コード（TRACG）及び統計的安全評価手法（以下「BEPU」という。）について以下の説明を受けた。

- 10×10燃料については、現時点において、令和4年度下半期中を目途に、型式証明<sup>1</sup>の申請を行うことを検討している。また、当該申請の範囲としては、燃料体の機械設計に加え、運転時の異常な過渡変化<sup>2</sup>及び設計基準事故<sup>3</sup>に係る安全解析も含めることを検討している。
- 上記安全解析においては、より精緻な評価を行うため、計算コードとしてTRACGを利用し、また、A00（制御棒に係るものを除く。）に係る解析においては、BEPUを導入することを検討している。

○また、事業者等から、事故耐性燃料（ATF）に係る検討状況について、資料に基づき説明を受けた。

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の30第1項に規定する「型式証明」をいう。

<sup>2</sup> 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）第2条第2項第3号に規定する「運転時の異常な過渡変化」をいう。以下「A00」という。

<sup>3</sup> 設置許可基準規則第2条第2項第4号に規定する「設計基準事故」をいう。

6. 資料：

- 事故耐性燃料への対応について

以上